

## 再 意 見 書

平成 21 年 7 月 10 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 様

郵便番号 376-8503

住所 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地

会社名 株式会社サンフィールド・インターネット

Tel. Fax.

代表者名 (匿名希望)

メールアドレス

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出いたします。

## 総論

全体としてKDD I 株式会社、ソフトバンクBB株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社、イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社、ケイ・オプティコム株式会社、EditNet株式会社、株式会社電算、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、等々の意見に賛同します。

## 各論

### ネイティブ方式について

当社は現在インターネット接続サービスの全部をローミングサービス会社から供給を受け、エンドユーザーに提供しています。今回のネイティブ方式では、IPv6インターネット接続についてこの方式を選択したISPは全てローミングサービスの供給を受けることになり、当社の場合は供給先が変わるだけで本質的には何も変わらない様に見えます。

しかし、ローミングサービスの供給を受けている立場としては、ネイティブ方式の会社からローミングサービスの供給を受けるのは問題があると考えます。

現在はローミングサービス会社に対して、当社のようなローミングサービス利用ISPから各種仕様要求を出すことが可能で、それに応じたサービスが供給されています。しかし、ネイティブ方式ではネイティブ接続を行なうISP毎にポリシーが単一化されるため、ローミングサービス利用ISP側からの個別仕様要求には応じてもらえなくなります。ローミングサービスは、OEM形式提供によりISP各社が特色を持ちながら、エンドユーザーのニーズに対応するためにサービスの多様性を有し、利用側であるISPの要望を柔軟に反映できるものである必要があり、ただ単に料金が安ければよいと言うものでもありません。

また、トンネル方式でもローミングサービスは実現可能ですが、トンネル方式のローミングサービスとネイティブ方式のローミングサービスが并存した場合、ネイティブ方式のローミングサービスに競争力があると思われることから、トンネル方式のローミングサービスの存続が困難になると考えられます。

結果、ローミングサービスを利用するISPにとってネイティブ方式ではサービスの特色性や自由性が失われることになり、現在のインターネット普及に多大な貢献をしてきた各ISPの死活問題ともなり非常に好ましくないと考えております。

## 各社から提出された意見について

1. ネイティブ方式で接続 ISP が 3 社に限定されることについて、KDDI 株式会社、株式会社 ケイ・オプティコム等の意見（特に各社下記の部分）に賛同します。

[ KDDI 株式会社意見 ]

・ トンネル接続とネイティブ接続の双方が接続約款上に規定されるとしても、ネイティブ接続の接続事業者数が制限されてよい理由にはならないと考えます。

例えば、トンネル接続よりネイティブ接続の方が ISP の負担する総コストが格段に低くなると仮定した場合、ISP はネイティブ接続を利用する以外に選択肢がなくなるため、IPv6 によるインターネット接続サービスを一部の事業者しか提供できない状況が発生します。

・ ネイティブ接続においては、接続事業者数が当面最大 3 社までとされていますが、これは合理的な理由がない限り、電気通信事業法第 30 条（禁止行為等）、第 32 条（電気通信回線設備との接続）等で禁止する差別的な取り扱いや接続拒否に該当するおそれがあると考えます。

・ しかしながら、NTT 東・西からは、ネイティブ接続事業者が 3 社までである理由について、「中継ルータの処理能力に制約がある」「ひかり電話等の QoS サービスの品質劣化を回避するため」等といった定性的な説明がなされているにすぎません。ネイティブ接続事業者が 4 社以上の場合に必要な具体的な費用や期間、サービス品質にかかる数値等を定量的に示した合理的な説明が行われる必要があると考えます。また、その説明が真に合理的なものであるか否か、審議会において十分な議論が尽くされる必要があると考えます。

[ 株式会社 ケイ・オプティコム意見 ]

特に NGN に直接接続できる事業者が最大 3 社に限定されるネイティブ方式に関して、そもそも論として、3 社限定という閉塞的な仕組みを、オープンなインターネットの世界に組み入れることがよいのかという点・グローバル展開を図るうえで、日本の独自色の強い方式が国際的に受け入れられるのかという点・POI が東日本・西日本エリア各 1 箇所に限定されることで、トラフィックの地理的集中を加速させないかという点について、十分検証いただくことが肝要と考えます。

2. ネイティブ方式の制度設計について、株式会社 ケイ・オプティコム、社団法人日本インターネットプロバイダー協会等の意見（特に下記の部分）に賛同します。

[ 株式会社 ケイ・オプティコム意見 ]

具体的な制度設計を検討される場合においては、

・ NTT グループの情報通信市場における支配力が一層強固になることを避けるため、NTT グループに属する事業者がネイティブ接続事業者になるべく接続申込みを行うことの禁止

・ NTT 東西が保有・認識できるようになる他の ISP 事業者の顧客情報を、NTT 東西

自らの営業活動等に用いることを完全に排除するため、厳重なファイアウォールの構築といった措置を講じていただくことが必須

[ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会意見 ]

ネイティブ接続においては、エンドユーザーの情報をNTT東西とネイティブ接続事業者、ネイティブ方式を採用するISP事業者が共有することになります。これらの情報は個人を特定するための重要な個人情報であり、3者に跨って共有されることによるセキュリティ上の重大な懸念があります。また、本情報は基本的にISPとNTT東西の間でユーザーを突き合わせるために必要なものであり、ネイティブ接続事業者はその内容を具体的に知る必要性はありません。ついては、エンドユーザーを特定する情報については、3者の間で特定できるID情報等をやり取りすることによって個人情報の交換を避ける等の措置が必要と思われます。

3. アダプタのホームゲートウェイ (HGW) からの分離及びの費用負担について、イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社、EditNet 株式会社、株式会社電算、社団法人日本インターネットプロバイダー協会等の意見 (特に各社下記の部分) に賛同します。

[ イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社意見 ]

マルチプレフィックス問題を解決するためのNAT機能を具備する方式として、アダプタの設置が必要となりユーザの費用負担になるとされています。しかしながら、トンネル方式が基本的な接続機能と位置づけられ、また機能提供者の都合でアダプタの設置が必要になるのであれば、その費用はユーザではなく提供者であるNTT東西殿が負担すべきものであると考えます。

[ EditNet 株式会社意見 ]

トンネル方式のISPを利用する利用者が「アダプタ」の代金を負担する必要があることについて、初期費用で1万円程度の差が生じてしまえば、ネイティブ方式との競争上著しく不利になる可能性がある。ネイティブ方式を認可するのであれば、最低限、アダプタの代金が利用者の負担とならないようにする必要がある。

[ 株式会社電算意見 ]

IPv6環境で利用するためには、NTT東西のNGNサービスとの共存のみのために専用の追加アダプタが必要で、機能的には「IPv6用NAT機能」のみが示されている状況であることから、単一の追加機能のみが製品として提供されることはインターネット接続利用者の費用負担を軽減するために避けるべきです。

また、インターネット接続利用者全体に占める高齢者などの割合が増える中で、必要とされる機器や配線の増加対策も考慮する必要があり、ネイティブ方式同様に現行のHGWに機能集約することが必要と考えます。

尚、ネイティブ方式で光電話等の NGN サービスを維持するために接続事業者数が制限されている事を鑑みれば、同様な考えで NGN サービスを維持するために専用の追加アダプタに関連する費用を NTT 東西が負担すべきであると考えます。

[ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会意見 ]

IP v 6 インターネット接続の基本的接続機能であるトンネル接続が、ネイティブ方式に比べて不便かつ費用がかかることにより、実質的に競争力が劣る、使えないものでは不適切であり、トンネル接続のエンドユーザーに対しても、ネイティブ接続のエンドユーザーに対するものと同条件で提供されなければならないと考えます。アダプタ機能はトンネル方式の提供において不可欠な機能であること、及び今回の IP v 6 インターネット接続方式においてはホームゲートウェイを利用しているエンドユーザーしか対象にしていなかったことを考慮すると、具体的には、アダプタはホームゲートウェイとは別な装置ではなく、一機能としてネイティブ方式のエンドユーザーに提供されるホームゲートウェイ装置の中に含まれ、エンドユーザーの希望者に対してはホームゲートウェイのレンタル費用のみで配布されるべきと考えます。

4. ネイティブ方式の接続事業者（代表 ISP）の制度について EditNet 株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会等の意見（特に下記の部分）に賛同します。

[ EditNet 株式会社意見 ]

3 社のいわゆる「代表 ISP」は、第一種指定電気通信設備への接続上不可欠な役割を持つものであり、一種指定並みの規制（提供義務及び約款化の義務など）が課せられる必要がある。ネイティブ方式では、代表 ISP が必ず活用業務を利用することとなっており、しかも広域化機能は非指定設備であることから、一種指定に接続するために、非指定を経由する必要性が生じるという問題が生じ、本来の NTT 東西の業務を大きく逸脱する。

ある時点のローミング利用者数の上位 3 社が固定的に今後もネイティブ方式での相互接続が行いうるとするのは、市場の寡占化につながる。

[ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会意見 ]

ネイティブ方式によるインターネット接続サービスを希望する一般の ISP 事業者は、指定電気通信設備である NGN と接続するにも関わらず、直接接続可能な事業者数の上限が 3 社という制限から、ネイティブ接続事業者経由でないと NTT 東西と接続することができません。一般の ISP 事業者はネイティブ接続事業者から指定電気通信設備である NGN 上の IP v 6 インターネット接続サービスの卸売りを受けることとなりますが、ネイティブ接続事業者は一般の電気通信事業者であることから、現行法では役務提供義務を有しません。約款案では「不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと」「特定の電気通信事業者に対して不当な差別的な取扱を行なわないこと」しか規定していませんが、ネイティブ接続事業者に対しては、更に役務提供義務を課すなど、指定電気通信設備事業者並みの

規制が必要と考えます。

また、ネイティブ接続事業者同士の合併は独占状態を生む可能性があるため、事業合併は禁止する制限も必要と思います。インターネット業界では企業買収などを通じた事業者の統廃合も盛んであり、当初3社だったネイティブ接続事業者が合併などを通じて1社となった場合や、持株会社などを通じて経営統合がされた場合、実質上ネイティブ接続においては独占企業が誕生することになります。その場合は空いた枠を活用し、新たな会社がネイティブ接続事業者として参入できるか、ネイティブ接続を提供する会社が合併する場合は、ネイティブ接続に関する事業を別会社に事業分離することを義務づけるなどの措置が必要と考えます。さらにネイティブ接続事業者は、自らも小売で一般のエンドユーザーにサービスを提供すると、卸を受ける他事業者は条件面で不利となることも考えられます。従いまして、ネイティブ接続事業者は他ISP事業者に対する卸売りに徹し、自らエンドユーザーに対する小売は行わないこととするべきと考えます。

5. ネイティブ方式の接続事業者（代表ISPの）条件について、KDDI株式会社、EditNet株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会等の意見（特に各社下記の部分）に賛同します。

[ KDDI 株式会社意見 ]

・NTT東・西自身がISP事業を行うことはNTT法の趣旨に反するものであり、仮に活用業務の認可申請が行われたとしても、NTTの組織形態を見直し、アクセスとコアIP網を分離してNGNを構築し直さない限り公正な競争環境が担保されないため、絶対に認められるべきではありません。

・NTT東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、本来必要な活用業務認可手続きを経ず、脱法的にNTT東・西自身がISP事業を行うことと同義となります。従って、NTT東・西の子会社はネイティブ接続事業者となる資格を持たないものとして扱うべきであると考えます。

・また、NTT東・西の子会社でなくとも、NTT東・西の特定関係事業者であるNTTコムや、NTT持株会社傘下の事業者がネイティブ接続事業者になることは、一体的な営業等を禁じたNTT再編成の趣旨に反し、NTTグループの市場支配力を強化するものであるため、決して認められるべきではありません。

[ EditNet 株式会社意見 ]

公正競争上、NTTグループの会社や、特定のISPの影響力が及ぶ事業者が代表ISPになるのは制限されるべきである。

[ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会意見 ]

NTT東西を地域通信の会社と位置づけるNTT法の原則からして、NTT東西の子会社及び関連会社、及びその子会社は長距離通信に分類されるインターネット接続のネイティブ接

続事業者となるべきではないと思います。

6. ネイティブ方式の接続事業者の選定プロセスについて、ソフトバンク BB 株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会等の意見（特に下記の部分）に賛同します。

[ ソフトバンク BB 株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社意見 ]

ネイティブ接続事業者の選定はNTT 東西殿により行われることになっていますが、選定結果の外部検証性が担保されておらず、透明性に問題があります。従って、選定については利害関係のない第三者等により行うべきと考えます。

[ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会意見 ]

ネイティブ接続事業者の選定をNTT東西が行なうことについては、透明性、公正性の点で問題があると考えます。選定は、もし行なわなければならないとするならば、NTT東西ではなく、第三者により行なわれなければならないと考えます。

7. ネイティブ方式の「網内折り返し機能」について、イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社、EditNet 株式会社等の意見（特に各社下記の部分）に賛同します。

[ イー・アクセス株式会社／イー・モバイル株式会社意見 ]

ネイティブ方式では、網内折り返し通信を提供することとなっていますが、ユーザ間の通信が NGN 網内で折り返した場合、ISP 事業者はその通信について管理することができません。そのため、警察など捜査機関からの不正利用に関する照会が届いた場合に、対応ができない問題が発生します。

また、ネイティブ方式ではひとつの IPv6 アドレスで閉域網である NGN と公衆網であるインターネットに接続するため、NGN 内におけるセキュリティが低下し更にはユーザ利便性の低下が想定されます。

[ EditNet 株式会社意見 ]

ネイティブ方式の「網内折返し」は、プロバイダ責任制限法や犯罪捜査への対応等に影響を与えることが考えられる。また、迷惑通信への対応ポリシーが、網内折返し通信と ISP 経由通信で異なる事例などが生じる。網内折返しについては、それを前提としたサービスの設計をすべきではない。

8. ネイティブ方式の相互接続点が東西 1 箇所しかないことについて、ソフトバンク BB 株式会社

／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社等から提出された意見（特に下記の部分）に賛同します。特に下記の部分について賛同します。

[ ソフトバンク BB 株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社意見 ]

ネイティブ方式において、NTT 東西殿それぞれで1箇所のみでしか相互接続点が設定されていない理由について、NTT 東西殿から説明がされていないため、事業者がその理由を理解できるように、NTT 東西殿は、その根拠を提示すべきと考えます。なお、相互接続点の追加について、事業者の要望があった場合は、NTT 東西殿は協議に応じるべきと考えます。

9. トンネル方式の網改造料についてソフトバンク BB 株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社、社団法人日本インターネットプロバイダー協会等の意見（特に下記の部分）に賛同します。

[ ソフトバンク BB 株式会社／ソフトバンクテレコム株式会社／ソフトバンクモバイル株式会社意見 ]

トンネル方式は、既に IPv4 で NTT-NGN と相互接続している接続事業者であっても、IPv6 用網終端装置、IPv6 用集約装置への接続料金が追加で必要となることから、接続事業者に多くの負担を強いる事となります。従って、NTT 東西殿は、既存の IPv4 装置を活用し、IPv6 の通信にも共用できるようにすることで、接続事業者、ひいてはエンドユーザの負担を軽減可能とすべきと考えます。

[ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会意見 ]

また、ISP事業者がIPv6インターネット接続に対応する場合、トンネル接続インターフェース付与機能の網改造料として個別に費用負担している集約装置について、現在のIPv4用の集約装置は使うことができないことから廃棄が必要になります。集約装置の廃棄にあたっては、減価償却残額分の一括の支払いと撤去手数料がISP事業者の負担として生じるため、これについては配慮を求めたいと思います。

以上